

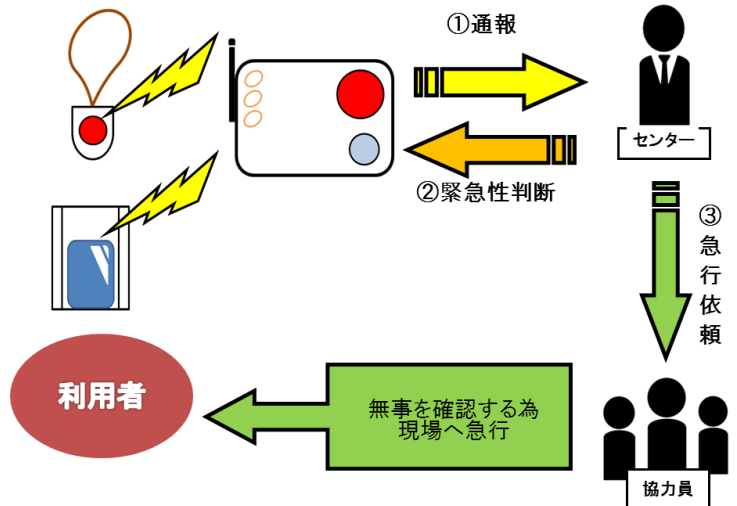
緊急通報システムについて

I. サービス内容

高齢者の方の緊急時にセンサーやボタンで異常を知らせ、協力員が現場に駆けつけます。

【仕組み】高森町が採用している緊急通報サービスの仕組みは次のとおりです。

- ① 通報装置からセンターに緊急通報
- ② センターで緊急性を判断
※誤報と判断がされれば、ここで終了
- ③ 「緊急性あり」と判断
→隣近所や民生委員等の協力員に連絡
→協力員が現地へ急行



II. 対象者

日常生活に不安を抱える 一人暮らし高齢者の方

III. 緊急通報装置の種類

緊急通報サービスをご利用いただく方には、次の装置一式を設置させていただきます。

装置の種類	特徴
非常通報装置（本体）	固定式の通報装置。センターへ通報する一番大事な装置です。
非常通報装置（ペンダント）	小型の持ち運び可能な通報装置。家のどこにいても通報することができます。
安否確認センサー	利用者がよく通る場所に設置し、装置の前を利用者が 24 時間以上通らないと自動的に通報が入ります。

IV. 料金

- ・ 利用料金は一律で月額 200 円です。
- ・ 設置費用は設置した月のみ必要になり、利用者の世帯区分によって異なります。

区分	設置費用
生活保護の方	負担なし
非課税世帯	5,000 円
課税世帯	10,000 円

緊急通報装置設置申請書

平成 年 月 日

高森町長 殿

申請者 住 所 高森町
 氏 名 印
 生年月日 M・T・S 年 月 日
 常会名 電話番号 ー

次により、緊急通報装置を設置したいので申請します。

利用者氏名 (申請者と同一であること)					
世帯の状況	氏 名	続柄	生年月日	年齢	備 考
利用者の 生活状況				
民生委員の 意見 氏 名: 印				
緊急通報装置の 通報先 (協力員)	第1通報先	住 所 (常会名) 氏 名 印 (続柄) 電話番号 () ー			
	第2通報先	住 所 (常会名) 氏 名 印 (続柄) 電話番号 () ー			
	第3通報先	住 所 (常会名) 氏 名 印 (続柄) 電話番号 () ー			
※町記入欄	通報装置利用者の世帯の住民税課税状況		①課税	②非課税	
	調査年月日		平成	年	月 日

緊急通報装置借用誓約書

緊急通報装置を借用するにあたり次の条件を遵守することを誓約します。

記

1. 緊急通報装置を担保の用に供しない。
2. 緊急通報装置を他に譲渡しない。
3. 緊急通報装置を必要としなくなった時は町へ返還する。
4. ペンダントの電池交換は自己負担とする。
5. 器具等を破損した時は自己負担とする。
6. 利用料 月額200円を負担する。

平成 年 月 日

高森町長 殿

申請者 住 所 高森町

氏 名 印